

集中治療専門薬剤師制度施行細則

第1章 集中治療専門薬剤師制度の施行ならびに運用

(目的)

第1条 この細則は、集中治療専門薬剤師制度規則（以下、「規則」という）の規定に基づき、集中治療専門薬剤師制度の施行ならびに運用に関して必要な事項を定める。

第2章 集中治療専門薬剤師の認定審査

(認定申請要件)

第2条 集中治療専門薬剤師の認定を得ようとする者は、次の項目のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 申請段階で日本集中治療医学会の正会員であること。
- (2) 一般社団法人日本臨床救急医学会の認定する救急認定薬剤師の資格を取得後3年以上経過、または救急専門薬剤師の資格を有すること。
- (3) 第3条に定める集中治療関連の実務経験を有すること。
- (4) 第5条に定める学術業績を有すること。

(実務経験の要件)

第3条 集中治療専門薬剤師の認定を得ようとする者は、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料の算定施設において、集中治療関連の薬剤師業務に通算5年以上従事した経験を有すること。

(実務経験の証明)

第4条 申請書の集中治療実務経験記載事項については、勤務した施設ごとに病院長の証明に加え、薬剤部門責任者または集中治療室責任者のいずれかの証明を得なければならない。

(学術業績の要件)

第5条 集中治療専門薬剤師の認定を得ようとする者は、最近5年間に30単位以上の集中治療に関連する学術業績を有すること。単位数は、別表の配点法に従う。ただし、記載された業績は次の項目を満たさなければならない。

- (1) 認定に必要な学術業績については、日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会への1回以上の出席による単位取得を必須とする。
- (2) 学術論文については、集中治療に関連する査読付き論文（原著、総説あるいは症例

報告、短報、著書）であること。査読付き論文は共著も可とする（別表）。

- (3) 学術集会発表については、日本集中治療医学会学術集会、同支部学術集会、日本臨床救急医学会総会・学術集会、その他全国規模の学会の学術集会で演題発表したもの（共同発表可、筆頭演者1題以上）、または、座長、司会、指定討論者、講演者、シンポジウム・ワークショップなどの演者とする。発表内容は集中治療に関係するものに限る（別表）。

(申請書類)

第6条 集中治療専門薬剤師の認定を得ようとする者は、次に定める書類を集中治療専門薬剤師制度委員会に提出しなければならない。

集中治療専門薬剤師申請書

- I - i) 履歴書（会員番号を含む）
- I - ii) 集中治療実務経験証明書
- II) 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師、または救急専門薬剤師認定証の写し
- III - i) 学術業績：学術論文（記載論文のコピーを添付）
- III - ii) 学術業績：学術集会での演題発表の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- III - iii) 学術業績：招請講演、シンポジウム・ワークショップなどの演者の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- III - iv) 学術業績：座長・司会の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- III - v) 学術業績：学術集会出席の証明（出席証明書のコピーを添付）
- IV) 症例報告：特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料の算定施設における薬剤師の臨床経験について、第6条規定の申請書に10例の症例報告を記載して提出する。

第3章 集中治療専門薬剤師認定の更新

(更新の要件)

第7条 集中治療専門薬剤師の有効期限の満了にともない、集中治療専門薬剤師の認定を継続しようとする者は、次に定める申請書類を集中治療専門薬剤師制度委員会に提出しなければならない。

集中治療専門薬剤師更新申請書

- I) 履歴書
- II) 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師、または救急専門薬剤師認定証の写し
- III - i) 学術業績：学術論文（記載論文のコピーを添付）
- III - ii) 学術業績：学術集会での演題発表の証明（発表抄録等のコピーを添付）

Ⅲ-iii) 学術業績：招請講演、シンポジウム・ワークショップなどの演者の証明（発表抄録等のコピーを添付）

Ⅲ-iv) 学術業績：座長・司会の証明（発表抄録等のコピーを添付）

Ⅲ-v) 学術業績：学術集会出席の証明（出席証明書のコピーを添付）

※学術業績は、有効期限満了の前年 3 月 31 日までの最近 5 年間で、第 5 条と同様に別表の配点法に従い、日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会に 1 回以上の参加が必須であり、その他、総合計 40 単位以上の集中治療に関連する学術業績を記載すること。

第 4 章 申請内容に関する直接審査

（申請内容の照会）

第 8 条 集中治療専門薬剤師制度委員会は、必要に応じて提出された申請書類の内容について申請者に対して直接的に説明を求めることが出来る。

第 5 章 集中治療専門薬剤師資格に係る費用

（書類提出および審査料納入期限）

第 9 条 集中治療専門薬剤師資格を取得または更新しようとする者は、集中治療専門薬剤師制度委員会が定めた期日までに、申請書類の提出および審査料の納入を行わなければならない。

（審査料）

第 10 条 申請には次の審査料が必要である。

集中治療専門薬剤師の書類審査料 10,000 円（消費税別）

集中治療専門薬剤師の試験審査料 15,000 円（消費税別）

集中治療専門薬剤師に関する更新審査料 10,000 円（消費税別）

既納の審査料はいかなる理由があつたとしても返却しない。

（登録料）

第 11 条 集中治療専門薬剤師認定証書の交付を受ける者は、登録料として 10,000 円（消費税別）を納入しなければならない。

第 6 章 試験問題の作成

（試験問題の作成）

第 12 条 規則第 9 条で定める試験の実施にあたり、公正かつ適切な試験問題を作成するため集中

治療専門薬剤師制度委員会内に集中治療専門薬剤師試験問題作成ワーキンググループを設置する。

2 試験問題作成ワーキンググループメンバーは以下のいずれかの要件を満たす正会員の中から理事長が委嘱する。

- (1) 集中治療専門薬剤師
- (2) 集中治療科専門医
- (3) その他、理事長が任命した者

第7章 例外措置

(例外措置)

第13条 集中治療専門薬剤師制度委員会は規則第12条の規定にかかわらず、以下の事由の場合には本人の申請に基づき更新期限を延長することができる。

- (1) 病気、負傷
- (2) 出産、育児
- (3) 留学
- (4) その他、集中治療専門薬剤師制度委員会が認めた事由

第8章 補則

(改定)

第14条 この細則は集中治療専門薬剤師制度委員会および理事会の議を経て改定することができる。

(附則)

この細則は 2023年10月6日から施行する。

ただし施行から3年間の経過措置として、次の通り定める。

理事長は理事会の審査を経て、集中治療薬剤委員会、及び、集中治療専門薬剤師制度委員会（試験問題作成ワーキンググループを含む）に属する薬剤師に対して集中治療専門薬剤師の称号を与えることができる。

この改定は 2025年3月6日から施行する。

別表 申請及び更新に必要な学術業績の単位数に関する配点法

新規認定：30 単位（5 年間）

更新認定：40 単位（5 年間）

区分	学会学術誌等の種別	単位数	
		筆頭	筆頭以外
学術論文	日本集中治療医学会雑誌または日本臨床救急医学会雑誌に掲載された論文など（注1）	20	5
	日本集中治療医学会雑誌または日本臨床救急医学会雑誌に掲載された短報など（注2）	15	2.5
	全国規模の学術誌に掲載された、集中治療に関連した論文（注3）	10	2.5
	Journal of Intensive Care に掲載された論文など	25	10
学術集会での一般口頭演題及びポスター発表	日本集中治療医学会学術集会（注4）	15	5
	日本集中治療医学会支部学術集会	10	5
	日本臨床救急医学会主催の学術集会	10	5
	全国規模の学会の学術集会（集中治療に関連したテーマであること）	10	2.5
招請講演、シンポジウム・ワークショップなどの演者/講師	日本集中治療医学会学術集会（注4）	15	
	日本集中治療医学会支部学術集会	15	
	日本集中治療医学会または本学会支部主催のセミナー	15	
	日本臨床救急医学会主催の学術集会	15	
	全国規模の学会の学術集会（集中治療に関連したテーマであること）	10	
座長・司会	日本集中治療医学会学術集会（注4）	10	
	日本集中治療医学会支部学術集会	10	
	日本集中治療医学会または本学会支部主催のセミナー	10	
	全国規模の学会の学術集会（集中治療に関連したテーマであること）	5	
学術集会・セミナー 出席	日本集中治療医学会学術集会（注4）	10	
	日本集中治療医学会支部学術集会	10	
	日本集中治療医学会または本学会支部主催のセミナー	10	
	日本臨床救急医学会主催の学術集会	10	
海外における発表等	（集中治療に関連したテーマであること）	20	5

2024 年 6 月 13 日改定

（注1） 総説および解説、原著、及び症例報告を指す。

（注2） 研究速報、短報、レター、調査報告、論文紹介、委員会報告を指す。

（注3） （注1）および（注2）の該当するもの

（注4） 日韓・日タイ合同学術集会を含む。